

入 札 説 明 書

調達案件名

相模原市役所本庁舎で使用する電力の供給

相模原市 財政局 契約課

(令和6年11月21日入札公告分)

この入札説明書は、政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）、相模原市契約規則（平成4年相模原市規則第9号。以下「契約規則」という。）、相模原市の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成22年相模原市規則第43号。以下「特例規則」という。）、本件の調達に係る入札公告（以下「入札公告」という。）のほか、本市が発注する調達契約に関し、一般競争に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 入札に付する事項

(1) 入札番号

4047

(2) 契約件名

相模原市役所本庁舎で使用する電力の供給

(3) 需給内容

3, 534, 724キロワットアワー

(4) 需給期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

(5) 需給場所

別紙仕様書のとおり

2 入札参加に必要な資格に関する事項

入札に参加することができる者は、次に掲げる条件をすべて満たしているものとする。

- (1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 入札日現在、相模原市競争入札参加資格者指名停止等措置要綱（平成8年4月1日施行）に基づく指名停止期間中でないこと。
- (3) 参加する者が個人である場合には、その者が、相模原市暴力団排除条例（平成23年相模原市条例第31号。以下「市暴力団排除条例」という。）第2条第4号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）と認められないこと、又は、法人等（法人又は団体をいう。）である場合には、同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等と認められないこと。
- (4) 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号。以下「県暴力団排除条例」という。）第23条第1項に違反したと認められないこと。
- (5) 県暴力団排除条例第23条第2項に違反したと認められないこと。
- (6) 市暴力団排除条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められないこと、又は参加する者の支店若しくは営業所（常時業務の契約を締結する事務所をいう。）の代表者が、暴力団員等と密接な関係を有すると認められないこと。
- (7) 入札日前日現在、契約規則に基づく令和5・6年度競争入札参加資格者として登録され、営業

種目が「その他の物品」及び細目が「他に属さない品目（展示品、模型、ごみ焼却炉、ガラス等）」が認定されていること。

- (8) 別紙「入札案件概要書」に定める参加条件に該当すること
- (9) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始に申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定が確定している者を除く。）でないこと。
- (10) 事業協同組合が申請する場合、当該組合の組合員は申請できない。この場合、事業協同組合は組合の組合員を示す名簿を提出すること。
- (11) 相模原市電力の調達に係る環境配慮実施要綱（平成23年4月1日施行）第3条第1項に基づく、相模原市電力の調達に係る環境配慮項目報告書（以下「環境配慮項目報告書」という）を提出し、入札の参加資格を有しているものであること。

3 問合せ先及び契約条項を示す場所

〒252-5277 相模原市中央区中央2丁目11番15号

相模原市財政局契約課

電話 042-769-1391（直通）

FAX 042-769-5325

ホームページURL <https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/>

4 入札参加資格確認申請の手続に関する事項

2（7）に基づき、本市競争入札参加者名簿に登載がない者が特定調達に係る競争入札参加資格認定申請を行う場合は、次の方法によること。

- (1) 資格認定申請に関する問合せ先
「3 問合せ先及び契約条項を示す場所」のとおり
- (2) 申請及び書類提出期限
別紙「入札案件概要書」のとおり
- (3) その他
詳細は、かながわ電子入札共同システム内「電子入札システム」（以下「電子入札システム」という。）の説明によること。
ホームページURL <https://nyusatsu.e-kanagawa.lg.jp/>

5 入札参加の手続に関する事項

入札参加者は、原則、電子入札システムにより次の書類を提出すること。ただし、電子入札運用基準8（1）に該当する場合は、紙入札による参加を認めるが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため郵便入札とする。

- (1) 提出書類

ア 競争参加資格確認申請書（別紙１）（電子入札システムによる申請の場合は不要）

イ 環境配慮項目報告書

※ 令和６年度内に環境配慮項目報告書を提出し、格付で入札の参加資格を得ている者は、「相模原市電力の調達に係る環境配慮項目報告書確認結果通知書」の写しを提出すること。（提出済報告書に変更がある場合を除く）

※ 当該報告書における環境評価項目「（５）環境報告書の発行状況」とは、小売電気事業者の環境への取組をまとめた環境報告書を作成しており、かつ、電力供給事業に関する活動状況が記載されていることをいう。

なお、環境報告書は「環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律（平成１６年法律第７７号）」第８条に定める環境報告書の記載事項等に掲げる項目を満たすことを要件とする。

【環境配慮項目報告書作成に関する問合せ先】

相模原市環境経済局ゼロカーボン推進課

電話 ０４２－７６９－８２４０（直通）

ウ 安定供給確約書（別紙２）

（２）提出期間及び提出方法

５（１）の提出書類を、令和６年１１月２１日（木）午前９時から令和６年１１月２９日（金）正午までに電子入札システム又は紙等により提出すること。

（３）提出場所

「３ 問合せ先及び契約条項を示す場所」に提出すること。

（４）入札参加資格の有無については、電子入札システムの競争参加資格確認通知書により行う。なお、紙入札にて参加する者にはファクシミリにより通知する。

（５）入札参加者は、提出された書類に関し説明を求められた場合は、これに応じること。

（６）提出書類受付締切日時は、紙入札の場合も同様とする。

（７）競争参加資格確認通知書発行期間は、別紙「入札案件概要書」のとおり。

6 入札・開札の日時に関する事項

電子入札システムにより入札等を行う。

（１）入札期間

令和６年１２月２０日（金）午前９時から令和６年１２月２３日（月）午後５時まで

（２）開札予定日時

令和６年１２月２４日（火）午前１０時００分

（３）場所

相模原市中央区中央２丁目１１番１５号

相模原市役所第２別館３階入札室

7 入札参加資格の喪失に関する事項

- (1) 入札参加を認められた後、入札書提出期限までに公告で定めた入札参加の資格を満たさなくなったときは、入札の参加資格を喪失する。
- (2) 入札参加資格を喪失した入札参加者は、速やかに電話等で「3 問合せ先及び契約条項を示す場所」まで連絡し、入札参加資格喪失届を提出すること。

8 入札説明書（仕様書等）に関する事項

- (1) 入札説明書（仕様書等）は、相模原市ホームページ「WTO「政府調達協定」の適用について」の「入札説明書」からダウンロード可。
- (2) 環境配慮項目報告書及び内訳書等作成にかかる書式（Word形式又はExcel形式）は、かながわ電子入札共同システム内の入札情報サービスシステムよりダウンロード可。
- (3) ダウンロードにより配布する仕様書等は積算用のため、それ以外の用途での使用・譲渡・再配布は禁止する。
- (4) 質問及び回答
質問及び回答の期限は「入札案件概要書」のとおり。
※質問は、相模原市ホームページ「申請書ダウンロード」に掲示している「質問回答書（電子入札用）（Word形式）」により作成し、電子入札システム内で添付ファイル形式により提出すること。
※回答は、原則として電子入札システム内で公開するが、紙入札により参加する者については、ファクシミリにより回答を送付する。
※「よくある質問と回答集」を入札情報サービスシステムに掲示するので、質問前に内容を確認すること。「よくある質問と回答集」に掲示した内容と同種の質問に対しては回答しない。
- (5) 質問は、上記（4）又はファクシミリの方法で行うこと。なお、それ以外の方法によるものは受け付けない。
- (6) 内訳書（落札者が落札決定の翌日までに提出）書式（EXCEL形式）は、かながわ電子入札共同システム内の入札情報サービスシステム（相模原市＞物品・一般委託＞入札公告＞当該案件）よりダウンロード可。
ホームページURL <https://nyusatsu.e-kanagawa.lg.jp/>

9 入札保証金に関する事項

契約規則第8条第3号により免除とする。

10 内訳書の記載に関する事項

- (1) 各月の基本料金及び電力料金等の合計金額に1円未満の端数が生じた場合は、1円未満の端数を切り捨てた金額を合計金額とすること。
- (2) 入札金額は、(1)の年計額の110分の100に相当する額とし、1円未満の端数は切り捨てた金額とすること。
- (3) 燃料費調整額、市場価格調整額及び再生可能エネルギー発電促進賦課金は含めないものとする。

ること。

1.1 入札金額の記載に関する事項

入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、10(2)に相当する金額を入札金額とすること。

1.2 入札の無効に関する事項

次のいずれかに該当する場合は無効とする。

- (1) 政令第167条の4に定める入札参加資格のない者がした入札
- (2) 契約規則第16条に該当する入札若しくは同規則に違反した入札
- (3) ICカード登録後に変更が生じているにもかかわらず、変更手続をしないまま入札に参加した入札書
- (4) 他人名義のICカードを不正に取得し、使用して行った入札書
- (5) ICカードを不正に使用した入札書
- (6) 次に掲げる不備があった紙入札書
 - ア 入札者等の記名がないもの
 - イ 金額を訂正したもの又は金額の記載が不鮮明なもの
 - ウ 誤字・脱字等により意思表示が不明瞭なもの
 - エ 公告に示した案件名の記載がないもの
 - オ 所定の日時までには到達しないもの
 - カ 封筒に入札書を2通以上入れたもの
 - キ その他事前に示した項目の記載が漏れているもの
 - ク 紙入札承認を受けていないもの

1.3 落札者の決定方法に関する事項

- (1) 予定価格の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。
- (2) 原則として、落札者の決定は開札日とする。
- (3) 最低札が同額の場合は、くじ引きにより決定とする。
- (4) 入札執行回数は、原則として1回とするが、開札の結果、予定価格の範囲内の入札がないときは、再度入札を1回行う。その場合は「電子入札システム」により開札日から起算して7日（開札日を除く。）以内に再入札通知書を発行する。

なお、1回目の入札に参加しなかった者、無効な入札をした者または1回目の入札で失格となった者は再度入札に参加することができない。
- (5) 落札者決定通知書は電子入札システムにより通知する。
- (6) 紙入札により参加した者へは(4)及び(5)の通知はファクシミリにて通知する。
- (7) 落札者は決定の翌日までに内訳書を提出すること。

1.4 契約保証金に関する事項

原則として、契約金額の10分の1以上を契約時までには納付すること。ただし、契約保証金の納付の免除については契約規則第34条によるものとする。

1.5 入札の中止等に関する事項

- (1) 入札を公正に執行することができないと判断したときは、入札を中止、延期又は取消しをする。
- (2) 開札した後であっても、地方自治法第234条第5項の規定により契約が確定する前に、発注者による、入札執行手続きの誤り又は入札公告や仕様書の誤りが原因で、入札の公正性が損なわれていることが判明した場合には、入札を取消しとすることがある。
- (3) 入札参加者がいない入札については、中止とする。
- (4) 入札を中止、延期又は取消した場合は、その旨を入札参加者全員に通知する。
- (5) 入札が中止、延期又は取消となった場合、入札のために要した費用を相模原市に請求することはできない。

1.6 契約金の支払方法に関する事項

別添契約書案による。

1.7 郵便入札に関する事項

- (1) 郵便入札は、「簡易書留」又は「一般書留」郵便によること。この書留郵便は、二重封筒とし、別紙様式による入札書の中封筒に入れ密封の上、中封筒には氏名等を朱書し、外封筒には入札番号、件名、数量及び開札日とともに「入札書在中」と朱書し、「郵便局留め」と記載すること。また、郵送した日に「3 問合せ先及び契約条項を示す場所」に必ず電話連絡すること（日曜日、土曜日及び祝日を除く毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで）。

なお送付先は、次のとおりとする。

〒252-0299

日本郵便株式会社

相模原郵便局留め

- (2) 加入電信、電報、電話その他の方法による入札は認めない。
- (3) 提出期限は、別紙「入札案件概要書」のとおり。

1.8 契約の条件に関する事項

- (1) 相模原市は、令和7年度において歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができる。
- (2) 前号の規定により相模原市がこの契約を解除し、落札者に損失が生じた場合は、落札者はその損失の補償を相模原市に対して請求できるものとする。この場合における補償額は、互いに

協議して定める。

19 その他

- (1) 契約の締結にあたっては、契約書の作成を要する。なお、契約書の作成費用は落札者の負担とする。また、契約条項は、別添「契約書（案）」による。
- (2) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23条）の適用を受けるものである。
- (3) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (4) 本契約は、落札決定後に提出される「内訳書」に記載された単価に基づく単価契約とする。
- (5) 談合に関する情報がよせられた場合は、相模原市談合情報対応マニュアル（平成16年6月1日施行）によるものとする。
- (6) 苦情申立て
 - ア 当該調達に関し、相模原市入札監視委員会に対して苦情申立てを行うことができる。
 - イ 落札者の決定後苦情申立てが行われた場合、相模原市政府調達に関する苦情処理手続要綱（平成22年4月1日施行）に基づき、契約締結の停止等が行われる場合がある。
- (7) 競争入札参加資格の決定を受けていない者の参加
 - 2(7)に掲げる競争入札参加資格の決定を受けていない者が競争入札に参加するためには、当該参加資格を有する旨の決定を受けなければならない。
- (8) 手続等の詳細及びこの公告に規定のない事項については、「契約規則」、「特例規則」、「電子入札運用基準」及び「相模原市物品購入（工事に使用する物品以外）に係る電子入札実施要領」によるものとする。
- (9) 落札決定後、契約締結までの間に、「2 入札参加に必要な資格に関する事項」のいずれかを満たしていないと認められる場合には、契約を締結しない。

入札案件概要書		公告日	令和6年11月21日	公告別案件No	1/6
入札番号	4047				
契約件名	相模原市役所で使用する電力の供給				
需給内容	3, 534, 724キロワットアワー				
需給期間	令和7年4月1日 から 令和8年3月31日 まで				
需給場所	別紙仕様書のとおり				
参 加 条 件	認定済 営業種目 (入札日の前日まで)	営業種目	細目		
	資格等	その他の物品	他に属さない品目 (展示品、模型、ごみ焼却炉、ガラス等)		
		<ul style="list-style-type: none"> ・公告日現在、電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第3号に規定する小売電気事業の登録を受けていること。 ・入札に参加しようとする需要施設に要する予定使用電力量の供給に十分な電源を確保していること。 ・事故発生時に緊急対応可能な体制が整備されていること。 			
競争参加資格確認申請書受付期間	令和6年11月21日 (木) 午前9時 から 令和6年11月29日 (金) 正午 まで				
競争参加資格確認通知書発行期間	令和6年12月4日 (水) 午後1時 から 令和6年12月4日 (水) 午後5時 まで				
参加資格がないと認めた理由の説明請求期限	令和6年12月13日 (金) 午後5時 まで				
質問期限	令和6年12月10日 (火)				
回答期限	令和6年12月17日 (火)				
参加資格がないと認めた理由の説明請求に係る回答期限	令和6年12月17日 (火) 午後5時 まで				
入札書受付期間	令和6年12月20日 (金) 午前9時 から 令和6年12月23日 (月) 午後5時 まで				
	*郵便の場合 令和6年12月20日 (金) までに必着				
開札予定日時	令和6年12月24日 (火) 午前10時				
契約保証金	要				
契約不適合責任	無				
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・この調達は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。 ・地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3に基づく長期継続契約による調達である。 ・落札者は、落札決定の翌日までに内訳書を提出すること。 				

相模原市役所 本庁舎 電力供給仕様書

1 概要

- (1) 件名 相模原市役所本庁舎で使用する電力の供給
- (2) 需給場所 相模原市役所 本庁舎 相模原市中央区中央2丁目11番15号
- (3) 業種及び用途 官公署（事務所等）

2 仕様

- (1) 供給電気方式等〔供給電圧（標準電圧）、計量電圧、標準周波数、電源方式及び蓄熱式負荷設備の有無〕

ア 供給電気方式	交流3相3線式
イ 供給電圧（標準電圧）	6,000ボルト
ウ 計量電圧（標準電圧）	6,000ボルト
エ 標準周波数	50ヘルツ
オ 受電方式	2回線受電方式（常用線・予備線）
カ 蓄熱式負荷設備の有無	無
キ 非常用自家発電機（ガスタービン）	6,000ボルト750キロボルトアンペア 1台
ク 非常用自家発電機（ディーゼル）	6,000ボルト500キロボルトアンペア 1台
	182/105ボルト300キロボルトアンペア 1台

- (2) 契約電力

ア 契約種別	業務用電力
イ 契約電力	常時電力1,248キロワット
	予備電力1,248キロワット

（契約電力とは、契約上使用できる電気の最大電力をいい、計量器により計測し、算定される値が原則としてこれを超えないものとする。また、予備電力とは、常時供給設備等の補修又は事故により生じた不足電力の補給にあてるため、常時供給変電所から予備電線路により常時供給電圧と同位の電圧で供給するものとする。）

ウ 予定使用電力量	3,534,724キロワット時
	（月別の予定使用電力量は、別紙のとおり）

- エ 供給電気の種類等

再生可能エネルギー電気を供給することとし、その電気は再エネ比率100パーセントとすること。また、その環境価値について、発注者側に移転したこととし、いかなる第三者へも移転しないこと。

- (3) 契約期間
- | | |
|---|----------------|
| 自 | 令和7年4月 1日午前 0時 |
| 至 | 令和8年3月31日午後12時 |

- (4) 電力量等の検針

自動検針装置	有
電力会社の検針方法	遠隔自動検針
計量器	電力供給用複合計器（通信機能付精密級）

- (5) 需給地点

需要場所構内に設置されている東京電力パワーグリッド（株）の供給用配電箱における東京電力パワーグリッド（株）の母線と相模原市役所の地絡遮断装置（UGS）の電源側接続点。

- (6) 電気工作物の財産分界点
需給地点と同じ。ただし、計量器等は東京電力パワーグリッド(株)の所有である。
- (7) 保安上の責任分界点
需給地点と同じ。

3 その他

- (1) 力率は、自動力率調整装置が有り、契約期間中100パーセントを保持する予定である。
- (2) フリッカ発生機器等、電気の質に影響を与えるような負荷設備は特に有していない。
- (3) 力率の変動、その他の要因による電気料金の調整及び仕様書に定めのないその他の供給条件については、関東管内のみなし小売電気事業者が定める特定規模需要標準供給条件による。
また、季節別時間帯別契約の定義も関東管内のみなし小売電気事業者が定める電気需給約款〔特定規模需要（高圧）〕による。
- (4) 契約期間中の9月30日及び3月31日に、各半期の供給元電源情報及び供給電力量に占める再生可能エネルギー電気の比率について確認できる資料として、需給場所ごとに別紙1「特定電源割当証明書」又はこれに準じた様式を作成し、非化石証書等の証書の写しとして併せて送付すること。
- (5) 電力供給における料金その他を計算する場合の単位及びその端数処理は次のとおりとする。
 - ア 契約電力及び最大需要電力の単位は、1キロワットとし、その端数は、少数点以下第1位で四捨五入する。
 - イ 使用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は少数点以下第1位で四捨五入する。
 - ウ 力率の単位は、1パーセントとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。
 - エ 料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、少数点以下を切り捨てる。
 - オ 消費税及び地方消費税の額の単位は、1円とし、その端数は、少数点以下を切り捨てる。
 - カ 契約条件等により、他の定めがある場合には、その定めるところによるものとする。
- (6) 入札価格の算定にあたっては、力率は100パーセントとし、燃料費調整額、市場価格調整額及び再生可能エネルギー発電促進賦課金は考慮しないこと。
- (7) 使用電力が予定数量に達しない場合もあるが、その場合には、契約期間の満了をもって打ち切りとする。
- (8) 1週間毎に毎日の30分毎の電力使用量及び最大需要電力のデータを電子メールにて送付すること。（前週分を毎週月曜日に送付すること。月曜が祝日の場合は翌日とする。）
※ WEBページ等により、データ等をダウンロードできる機能等を有する場合はこの限りではない。

4 添付資料

- (1) 電力使用計画書（別表1）
- (2) 電力使用実績（別表2）
- (3) 特定電源割当証明書（別紙1）

電力使用計画書

相模原市役所 本庁舎 令和7年4月～令和8年3月 月別 予定使用電力量

年月	夏季	その他季	合計	予定金額 円
	キロワット時	キロワット時	キロワット時	
令和7年 4月		264,274	264,274	
令和7年 5月		251,264	251,264	
令和7年 6月		301,034	301,034	
令和7年 7月	334,536		334,536	
令和7年 8月	351,530		351,530	
令和7年 9月	314,186		314,186	
令和7年 10月		269,884	269,884	
令和7年 11月		256,832	256,832	
令和7年 12月		294,322	294,322	
令和8年 1月		306,372	306,372	
令和8年 2月		289,922	289,922	
令和8年 3月		300,568	300,568	

合計	3,534,724
----	-----------

夏季

毎年7月1日から9月30日までの期間

その他季

毎年4月1日から6月30日までの期間及び10月1日から翌年3月31日までの期間

電力使用実績

相模原市役所 本庁舎 令和5年度～令和6年度 月別実績電力

年月	最大需要 電力	力率	夏季	その他季	合計	備考
	キロワット	パーセント	キロワット時	キロワット時	キロワット時	
令和5年 4月	714	100		242,226	242,226	
令和5年 5月	876	100		227,934	227,934	
令和5年 6月	912	100		279,120	279,120	
令和5年 7月	1026	100	306,354		306,354	
令和5年 8月	990	100	335,760		335,760	
令和5年 9月	984	100	305,064		305,064	
令和5年 10月	834	100		255,990	255,990	
令和5年 11月	786	100		242,142	242,142	
令和5年 12月	840	100		271,794	271,794	
令和6年 1月	852	100		278,652	278,652	
令和6年 2月	846	100		257,598	257,598	
令和6年 3月	804	100		268,890	268,890	
合計			947,178	2,324,346	3,271,524	

令和6年 4月	696	100		235,170	235,170	
令和6年 5月	828	100		231,240	231,240	
令和6年 6月	888	100		261,852	261,852	
令和6年 7月	972	100	320,070		320,070	
令和6年 8月	960	100	321,084		321,084	
令和6年 9月	948	100	286,956		286,956	
合計			928,110	728,262	1,656,372	

夏季

毎年7月1日から9月30日までの期間

その他季

毎年4月1日から6月30日までの期間及び10月1日から3月31日までの期間

【別紙1】

令和 年 月 日

特定電源割当証明書

相模原市長 様
(相模原市役所本庁舎)

住所
商号
代表者名
担当者名
電話番号
FAX番号

印

令和 年 月に、次のとおり相模原市役所本庁舎に再生可能エネルギー電力を供給したことをここに証する。また、供給元電源情報に記載の供給電力量に係る環境価値について、相模原市役所本庁舎に移転したこと及びいかなる第三者へも移転されていないことをここに証する。

【供給期間】

供給期間	令和7年4月1日 ~令和8年3月31日
------	---------------------

【供給元電源情報】

供給元発電所 (設備ID)			
発電所住所			
発電方法			
供給電力量(kWh)			
証書による環境価値 移転量(kWh)			

【供給電力量に占める再生可能エネルギー電力量の比率】

比率	100%
----	------

電力需給契約書（案）

相模原市（以下「発注者」という。）と []（以下「受注者」という。）は、相模原市役所本庁舎で使用する電力の供給について次のとおり契約を締結する。

（目 的）

第1条 受注者は、次に掲げる対象建築物を使用するために発注者が必要とする電力を安定的に需要場所に供給し、発注者は、受注者にその対価を支払うものとする。

- (1) 需 要 場 所 相模原市中央区中央2-11-15 相模原市役所本庁舎
- (2) 業種及び用途 官公署（事務所等）
- (3) 契 約 電 力 業務用電力（常時供給） 1, 248 kW
予備電力（予備線） 1, 248 kW
- (4) その他条件 別紙「電力供給仕様書」のとおり

（電力供給期間）

第2条 電力を供給する期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

（契約単価）

第3条 契約単価は、次のとおりとする。ただし、以下の単価については、消費税額及び地方消費税額を含まない。

基本料金（常時電力）	[]	円 / kW
予備料金（予備電力）	[]	円 / kW
電力量料金	夏 季 []	円 / kWh
	その他季 []	円 / kWh

（夏季とは、毎年7月1日から9月30日までの期間を示し、その他季とは第2条の供給期間における夏季以外をいう。）

（契約保証金）

第4条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第4号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。なお、相模原市契約規則（平成4年相模原市規則第9号）第34条第3号に基づき発注者が認めたときは、契約保証金の納付を免除する。

- (1) 契約保証金の納付
- (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
- (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、発注者が確実に認める金融機関の保証
- (4) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
- (5) 受注者が、過去2か年間に市又は国若しくは地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなる恐れがないと認められるとき。

2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、契約金額の10分の1以上としなければならない。

3 第1項の規定により、受注者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

4 受注者が本契約に定める債務を履行したときは、発注者は、検収終了の後に契約保証金を相模原市指定金融機関において受注者に返還する。

（権利業務の譲渡禁止）

第5条 受注者は、この契約に係る権利又は義務を第三者に譲渡してはならない。ただし、信用

保証協会又は中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の4に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合はこの限りではない。

（契約電力）

第6条 第1条に規定する契約電力を変更する必要があると認めるときは、発注者及び受注者協議の上、これを変更することができる。

2 契約電力の変更に伴い必要になる措置は、発注者及び受注者が協議の上、これを定めるものとする。

（使用電力量の増減）

第7条 使用電力量は、発注者の都合により予定使用電力量を増減できるものとする。

（計量及び検査）

第8条 計量日は原則として毎月1日午前0時00分とし、受注者は、計量日に計量器に記録された値の読み取り値により使用電力量を算定し、発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに契約の履行を確認しなければならない。

（電気料金の算定）

第9条 電気使用に対する代金（以下「電気料金」とする。）の算定は、一月（前月の計量から当月の計量までの期間をいう。）の使用電力量により行うものとする。

（電気料金の支払い）

第10条 受注者は、第8条に定められた検査に合格後、適法な請求をもって各月毎に電気料金を請求することができる。

2 前項の電気料金は、第1条に定める契約電力に第3条に定めた基本料金を乗じて得た額（ただし、力率割引を行う場合は、力率割引をして得た額とする。）と当該月における使用電力量に第3条に定めた電力量料金を乗じた額（ただし、燃料費調整費、市場価格調整額及び再生可能エネルギー発電促進賦課金を加え、又は差し引いた額とする。）に割引を合算した額（当該料金に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てた額とする。）とする。

3 前項の力率割引割増、燃料費等調整額、市場価格調整額は、関東管内のみなし小売電気事業者のベーシックプランの積算方法により算出した単価に当該月における使用電力量を乗じて算出するものとする。

4 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、関東管内のみなし小売電気事業者が定める標準供給方式条件とする。

5 発注者は、第1項の請求書を受領したときは、その日から30日以内に電気料金を相模原市指定金融機関において受注者に支払うものとする。

6 履行遅滞に関しては、発注者の責めに帰すべき事由により支払いが遅れた場合、遅延日数に応じ、年2.5%の割合で計算した額を受注者に支払うものとする。

（契約単価等の変更）

第11条 発注者の需要場所を供給区域とする一般送配電事業者が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等の変更または法令の制定もしくは改廃により、当該地域のみなし小売電気事業者の電気需給約款[高圧]および料金表[高圧]が変更された場合、契約期間満了前であっても、変更後の託送約款等または法令をふまえ、電気料金その他の供給条件を変更する必要があると認めるときは、発注者及び受注者が協議のうえ、これを変更することができる。

2 本契約締結後の急激な経済情勢の変動等の予見不可能な特別な事情により、第3条に定める各料金単価を維持することが受注者にとって困難な状況となった場合には、発注者及び受注者が協議し、両者合意のうえ当該内容を変更することができるものとする。

（守秘義務）

第12条 受注者は、本契約において知り得た個人情報その他の事項について、その取扱いに細心の注意を払い秘密を保持しなければならない。これは、供給期間終了後も同様とする。

(契約金額)

第13条 契約金額とは、第1条に定める契約電力に第3条に定めた基本料金を乗じて得た額と、別表2で示した予定使用電力量と第3条に定めた電力量料金を乗じて得た額とを加算した額とする。

(損害賠償の負担)

第14条 受注者は、自己の責任により電力供給の停止等のため発注者に損害（第三者に及ぼした損害を含む。）を与えたときは、その損害を賠償する責任を負わなければならない。

2 第三者の行為により電力供給の停止等を生じた場合において、発注者が当該第三者に損害賠償の請求をする場合は、受注者は発注者に協力するものとする。

3 第1項の規定による損害賠償の額は、発注者及び受注者が協議の上、これを定めるものとする。

(発注者の催告による解除権)

第15条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催促をし、当該期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

(1) 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。

(2) 発注者の指定する日に契約の全部又は一部が履行されなかったと明らかに認められるとき又はこの契約の履行を怠ったとき。

2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受注者に損害が生じても、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

(発注者の催告によらない解除権)

第16条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) この契約の履行について、不正行為をしたとき。

(2) 第4条の規定により履行保証保険契約を締結した場合であって、当該履行保証保険契約の保険期間の終期が契約期間の最終日に至らないものであったとき。

(3) 第5条の規定に違反したとき。

(4) 受注者がこの契約の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(5) この契約に基づく業務の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約の目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。

(6) 契約の履行に当たり、法令の規定による必要な許可若しくは認可等を失い、又は営業の停止が命じられる等受注者が契約者たる資格を欠いたとき。

(7) 前各号に掲げる場合のほか、受注者が本契約の違反又は履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約の目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

(8) 受注者の振出した手形又は小切手が不渡りになったとき。

(9) 破産、民事再生、会社更生手続開始の申立てをした、又はそれらの申立てを受けたとき。

2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受注者に損害が生じても、その損害の賠償の責めを負わないものとする。

(発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第17条 前2条の規定にかかわらず、発注者の責めに帰すべき事由により第15条第1項第2号又は第16条第1項第5号及び第7号に規定する場合に該当したときは、発注者は、第15条第1項又は第16条第1項の規定による契約の解除をすることができない。

(契約が解除された場合等の違約金)

第18条 次の各号のいずれかに該当する場合には、受注者は、契約金額の10分の1に

相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 第15条第1項又は第16条第1項の規定によりこの契約が解除された場合
 - (2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合
- 2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人
 - (2) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等
 - (3) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人
- 3 第1項の場合において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われている場合は、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって第1項の違約金に充当することができる。

(暴力団等排除に係る発注者の契約解除権)

第19条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害が生じても、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

- (1) 受注者が個人である場合には、その者が、相模原市暴力団排除条例(平成23年相模原市条例第31号。以下、「市条例」という。)第2条第4号に規定する暴力団員等(以下「暴力団員等」という。)と認められるとき、又は、法人等(法人又は団体をいう。)である場合には、同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等と認められるとき。
 - (2) 受注者が、神奈川県暴力団排除条例(平成22年神奈川県条例第75号。以下、「県条例」という。)第23条第1項に違反したと認められるとき。
 - (3) 受注者が、県条例第23条第2項に違反したと認められるとき。
 - (4) 受注者が、市条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められるもの、又は受注者の支店若しくは営業所(常時業務の契約を締結する事務所をいう。)の代表者が、暴力団員等と密接な関係を有すると認められるものであると認められるとき。
- 2 前項の規定により契約が解除された場合において、受注者は契約金額の10分の1に相当する金額を違約金として発注者の指定する期間内に納付しなければならない。
- 3 前項の場合において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

(談合その他不正行為による発注者の契約解除権)

第20条 発注者は、受注者がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害が生じても、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

- (1) 受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が発注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。以下この条において同じ。)
- (2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が発注者又は受注者が構成事業者である事業者団体(以下「受注者等」という。))に

対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定した場合における当該命令をいう。次号において同じ。)において、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

(3) 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

(4) 受注者(受注者が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人)の、刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは同法第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、受注者は、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

3 第1項の規定によりこの契約が解除された場合において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

(受注者の契約解除権)

第21条 受注者は、発注者がこの契約に違反し、契約の履行が不可能になったときは契約を解除することができる。

2 前項により、受注者が損害を受けたときは、発注者は、その損害を賠償しなければならない。この場合の損害賠償額は、発注者と協議の上で決定するものとする。

(解除に伴う措置)

第22条 発注者は、第15条、第16条、第19条、第20条及び第21条の規定によりこの契約が解除された場合において、供給済みの電力等に相応する電気料金を受注者に支払わなければならない。

2 第15条第1項又は第16条第1項の規定により契約を解除した場合に、第1項の規定による供給済みの電力等に相応する電気料金がある場合は、供給済みの電力等に相応する電気料金から契約金額の10分の1に相当する額を違約金として控除した残額を発注者は受注者に支払わなければならない。

(談合その他不正行為による賠償の予定)

第23条 受注者は、第20条第1項各号のいずれかに該当するときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の1に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。業務が完了した後も同様とする。ただし、次に掲げる場合は、この限りではない。

(1) 第20条第1項第1号から第3号までの規定に該当する場合において、当該納付命令又は排除措置命令の対象となった行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法(昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号)第6項に規定する不当廉売に該当するとき、その他発注者が特に認めるとき。

(2) 第20条第1項第4号の規定に該当する場合において、受注者が刑法第198条の規定による刑が確定したとき。

2 前項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が前項に規定する賠償金の額を超える場合においては、超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(暴力団等からの不当介入の排除)

第24条 受注者は、契約の履行に当たって、市条例第2条第2号に定める暴力団(以下「暴力

団」という。)又は暴力団員等から不当介入を受けたときは、遅滞なく発注者に報告するとともに所轄の警察署に通報し、捜査上の必要な協力をしなければならない。

2 受注者は、不当介入を受けたことにより、納入期限に遅れが生じるおそれがあるときは、発注者と納入期限に関する協議を行わなければならない。

3 受注者は、暴力団又は暴力団員等からの不当介入による被害を受けたときは、その旨を直ちに発注者に報告するとともに、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。

4 受注者は、不当介入による被害により納入期限に遅れが生じるおそれがあるときは、発注者と納入期限に関する協議を行わなければならない。

(天災による履行不可能)

第25条 天災その他不可抗力によって業務上損害が認められる場合において、受注者が善良なる管理者の注意業務を怠らなかったと認められるときは、発注者はその損害の全部又は一部を負担するものとする。

(予算の減額又は削除に伴う契約の変更又は解除)

第26条 発注者は、令和7年度において歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができる。

2 前項の規定により発注者がこの契約を解除し、受注者に損失が生じた場合は、受注者はその損失の補償を発注者に対して請求できるものとする。この場合における補償額は、発注者及び受注者が協議して定める。

(法令の遵守)

第27条 この契約の執行について、発注者及び受注者は関係法令を遵守し信義に従い誠実にこれを行わなければならない。権利の濫用や公序良俗に反する行為は行ってはならない。

(合意管轄裁判所)

第28条 この契約にかかる訴訟は、専属管轄を除くほか、発注者の所在地を管轄する裁判所とする。

(質疑等の決定)

第29条 この契約について疑義が生じたとき又はこの契約に定めのない事項については、発注者及び受注者が協議の上、決定するものとする。

この契約を証するため、本書を2通作成し発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 相模原市中央区中央2-11-15
相模原市
代表 相模原市長 本村 賢太郎 印

受注者

印

競争参加資格確認申請書

年 月 日

相模原市長 あて

申請者
郵便番号
所在地
商号又は名称
代表者職氏名 印
(代理人氏名)
(電話番号)

次の案件に係る一般競争入札に参加したいので、入札説明書に記載された入札に参加する者に必要な資格を満たすための提出書類を添えて申請します。

公告年月日	
契約件名	

安 定 供 給 確 約 書

年 月 日

相模原市長 あて

申請者

郵便番号

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

(代理人氏名)

(電話番号)

印

私は、相模原市契約第57号、入札番号4047（令和6年11月21日付）で調達する電気の供給の入札において落札者となった場合には、誠意をもって電気の安定供給に努めることを確約します。

また、事故発生時等緊急の場合に対応するため、あらかじめ当社及び貴市間の通常の連絡網の他に別の緊急連絡網を確保し、相模原市内を接続供給の供給区域とする電気事業者及び貴市と速やかに連絡をとり、事態に対応することを確約します。

相模原市電力の調達に係る環境配慮実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、小売電気事業者(電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第3号に規定する小売電気事業者をいう。以下同じ。)の環境に配慮した電力供給の促進を図るための環境評価項目に基づく評価の実施について必要な事項を定める。

(環境評価項目)

第2条 本市の施設における電力需給契約に係る競争入札(以下「入札」という。)に当たっては、次の環境評価項目を考慮するものとする。

- (1) 二酸化炭素排出係数
- (2) 未利用エネルギーの活用状況
- (3) 再生可能エネルギーの導入状況
- (4) 環境マネジメントシステムの導入状況
- (5) 環境報告書の発行状況
- (6) 市内の地球温暖化対策地域協議会への入会若しくは市内における環境教育または環境学習への貢献
- (7) さがみはらSDGsパートナーへの登録
- (8) 需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供または簡易的なデマンド・レスポンスの取組

(評価等)

第3条 入札に参加を希望する小売電気事業者は、前条に定める環境評価項目について、別表に掲げる環境評価項目評価基準により算定し、その評価点(当該評価基準の左欄に掲げる項目ごとに中欄の区分に応じた右欄の配点を合算した点数をいう。以下同じ。)等を記載した相模原市電力の調達に係る環境配慮項目報告書(別記様式。以下「報告書」という。)に別表に定める書類を添えて、市長に提出するものとする。ただし、既に市長に報告書を提出し、次項に定める通知を受けた小売電気事業者が同一年度内に他の入札に参加するときは、報告書の記載事項に変更が無い場合に限り、その提出を省略することができる。

2 市長は、前項の報告書の提出があった場合は、速やかに当該報告書の内容を確認して当該報告書を提出した小売電気事業者の評価点の確定及び格付を行い、その結果を当該小売電気事業者に通知するものとする。

3 前項の規定による小売電気事業者の格付は、次の各号に掲げる評価点の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 70点以上 入札の参加資格を有する。

(2) 70点未満 入札の参加資格を有しない。

(委任)

第4条 この要綱に定めるもののほか、評価の実施について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表(第3条関係)

環境評価項目評価基準

項目	区分	配点
1キロワット時当たりの全電源 平均二酸化炭素排出係数(単位	0.350未満	70点
	0.350以上 0.375未満	65点

: kg-CO ₂ /kWh)	0.375以上 0.400未満	60点
	0.400以上 0.425未満	55点
	0.425以上 0.450未満	50点
	0.450以上 0.475未満	45点
	0.475以上 0.500未満	40点
	0.500以上 0.525未満	35点
	0.525以上 0.550未満	30点
	0.550以上 0.575未満	25点
	0.575以上 0.600未満	20点
	0.600以上	0点
未利用エネルギーの活用状況	0.675%以上	10点
	0%超 0.675%未満	5点
	活用していない	0点
再生可能エネルギーの導入状況	10.00%以上	20点
	5.00%以上 10.00%未満	15点
	2.50%以上 5.00%未満	10点
	0%超 2.50%未満	5点
	導入していない	0点
環境マネジメントシステムの導入状況	導入している	5点
	導入していない	0点
環境報告書の発行状況	発行している	5点
	発行していない	0点
市内の地球温暖化対策地域協議会への入会若しくは市内における環境教育または環境学習への貢献	さがみはら地球温暖化対策協議会へ入会している若しくは相模原市内で実施する環境教育または環境学習プログラムに参画している	5点
	入会・参画していない	0点
さがみはらSDGsパートナーへの登録	登録している	5点
	登録していない	0点

需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供または簡易的なデマンド・リスポンスの取組	取り組んでいる	5点
	取り組んでいない	0点

備考

- 1 1キロワット時当たりの全電源平均二酸化炭素排出係数とは、特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令(平成18年経済産業省・環境省令第3号)第2条第4項の規定に基づき経済産業大臣及び環境大臣が公表する係数のうち、本要綱第3条第1項に基づく報告書の提出時における最新の調整後排出係数をいう。なお、該当する係数がない場合は、各小売電気事業者がホームページで公表している全電源平均の係数とする。
- 2 未利用エネルギー活用状況及び再生可能エネルギー導入状況については、1キロワット時当たりの全電源平均二酸化炭素排出係数の算出対象年度の前年度(以下「対象年度の前年度」という。)の状況により評価することとする。
- 3 未利用エネルギーの活用状況とは、以下の方法により算出した数値をいう。

(算定方法)

$$\text{未利用エネルギーの活用状況(\%)} = \frac{\text{対象年度の前年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)(kWh)}}{\text{対象年度の前年度の供給電力量(需要端)(kWh)}} \times 100$$

対象年度の前年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)(kWh)

対象年度の前年度の供給電力量(需要端)(kWh)

- 4 未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー(他社電力購入に係る活用分を含む。ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる未利用エネルギー活用分については、含まない。)をいう。

(1) 工場等の廃熱または排圧

(2) 廃棄物の燃焼に伴い発生する熱(再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(平成23年法律第108号。以下「再エネ特措法」という。)第2条第3項に規定する再生可能エネルギー源に該当するものを除く。)

(3) 高炉ガスまたは副生ガス

5 未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。

(1) 未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。

(2) 未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。

6 再生可能エネルギーの導入状況とは、以下の方法により算出した数値(単位はすべて kWh とする。)をいう。

(算定方法)

再生可能エネルギーの導入状況(%)

$$= (\quad + \quad + \quad + \quad) \div \quad \times 100$$

対象年度の前年度に自社施設で発生した再生可能エネルギー電気の利用量及び相対契約によって他者から購入した再生可能エネルギー電気の利用量(送電端(kWh))。ただし、太陽光発電の余剰電力買取制度及び再生可能エネルギーの固定価格買取制度による買取電力量は除く。

グリーンエネルギーCO₂削減相当量認証制度により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギーCO₂削減相当量に相当するグリーンエネルギー証書(電力)の量(kWh)。

J-クレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量(kWh)。

非化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気に係る非化石証書の量(kWh)。

非化石価値取引市場から調達した再生可能エネルギー電気であることが判別できるトラッキング付非FIT非化石証書の量(kWh)。

対象年度の前年度の供給電力量(需要端(kWh))

- * 再生可能エネルギーとは、再エネ特措法第2条第3項第1号から第5号に規定する再生可能エネルギー源を用いる発電設備による電気を対象とし、太陽光、風力、水力(30,000kW未満。ただし、揚水発電を含まない。)、地熱及びバイオマスを用いて発電された電気とする。ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる未利用エネルギー活用分については含まない。
 - * 再生可能エネルギー電気の利用量(+ + + +)は、対象年度の前年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。
 - * 再生可能エネルギー電気の利用量(+ + + +)、供給電力量()には他の小売電気事業者への販売分は含まない。
- 7 環境マネジメントシステムの導入状況とは、別記様式の提出日において小売電気事業者がISO14001、エコアクション21、エコステージ又はKES(KESと相互認証を締結しているものを含む。)(以下「ISO14001等」という。)を導入しており、かつ、電力供給事業に関する環境改善を環境方針等で言及していることをいい、ISO14001等を導入している場合には、登録証及び環境方針等の写しを別記様式に添付する。
- 8 環境報告書の発行状況とは、小売電気事業者の環境への取組をまとめた「環境報告書」を作成しており、かつ、電力供給事業に関する活動状況が記載されていることをいう。
- (1) 環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律(平成16年法律第77号)第8条に定める「環境報告書の記載事項等」に掲げる項目を満たすことを要件とする。
 - (2) 最新の環境報告書を別記様式に添付する。
- 9 市内の地球温暖化対策地域協議会への入会若しくは市内における環境教育または環境学習への貢献とは、小売電気事業者が「さがみはら地球温暖化対策協議会」への入会若しくは対象年度または対象年度の前年度において相模原市内で実施する環境教育または環境学習プログラムに参画していることをいい、入会・参画している場合には、その状況を示す

書類を別記様式に添付する。

10 さがみはらSDGsパートナーへの登録とは、小売電気事業者がさがみはらSDGsパートナー制度実施要綱（令和2年8月11日施行）に規定する「さがみはらSDGsパートナー」に登録している団体等であることをいい、登録している場合には、登録証の写しを別記様式に添付する。

11 需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供または簡易的なデマンド・レスポンスの取組とは、需要家の省エネルギーの促進の観点から実施する取組を評価するものとし、取り組んでいる場合には、その状況を示す書類を別記様式に添付する。

なお、具体的な評価内容の例としては、以下のものが挙げられる。

- (1) 電力デマンド監視による使用電力量の表示（見える化）
- (2) 需給逼迫時等における需要家の電力使用抑制に資するサービス
（リアルタイムの情報提供、協力需要家への優遇措置の導入）

例えば、需要家の使用電力量の推移等をホームページ上で閲覧可能にすること、需要家が設定した最大使用電力を超過した場合に通知を行うこと、需給逼迫時等に電気事業者側からの要請に応じ、電力の使用抑制に協力した需要家に対して電力料金の優遇を行うこと等があげられる。

なお、本項目は個別の需要者に対する省エネルギー・節電に関する効果的な情報提供の働きかけを評価するものであり、不特定多数を対象としたホームページ等における情報提供や、毎月の検針結果等、通常の使用電力量の通知等は評価対象とはならない。

- 課税事業者
 免税事業者

入札書

百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

電子くじ番号		

件名

相模原市役所本庁舎で使用する電力の供給

入札番号 4047

上記の金額で入札します。

年 月 日

相模原市長 あて

所在地

名称

代表者

印

内訳書

件名: 相模原市役所本庁舎で使用する電力の供給

契約期間 令和7年4月～ 令和8年3月	基本料金		電力量料金			電気料金 (A+B+C計) (円)	
	契約電力 1248KW		予定使用 電力量 (kwh)	電力量 単価 1kwhにつき (円)	電力量料金 C (円)		
	標準力率 100%						
	業務用電力本線 円						
	予備線 円						
業務用電力 本線 A (円)	業務用電力 予備線 B (円)						
令和7年4月	0.00	0.00	264,274		0	0	
令和7年5月	0.00	0.00	251,264		0	0	
令和7年6月	0.00	0.00	301,034		0	0	
令和7年7月	0.00	0.00	334,536		0	0	
令和7年8月	0.00	0.00	351,530		0	0	
令和7年9月	0.00	0.00	314,186		0	0	
令和7年10月	0.00	0.00	269,884		0	0	
令和7年11月	0.00	0.00	256,832		0	0	
令和7年12月	0.00	0.00	294,322		0	0	
令和8年1月	0.00	0.00	306,372		0	0	
令和8年2月	0.00	0.00	289,922		0	0	
令和8年3月	0.00	0.00	300,568		0	0	
合計	0.00	0.00	3,534,724		0	0	
						消費税相当額	0
						税抜価格(ア)	0

税込

↑
入札書における金額欄に「税抜価格(ア)」を記載すること。
各月の合計金額算出時に1円未満の端数は切り捨てる。

積算根拠

業務用電力本線 A		×	1,248	×	0.85	=	0
業務用電力予備線 B		×	1,248	×	0.05	=	0
電力量料金 C							

(注)1 各月ごとの積算方法を上記に記載すること。
(注)2 積算方法を明示できない場合は、別途任意の入札内訳書を作成し、提出すること。